

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 7 月26日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社アクティオホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区日本橋三丁目12番 2 号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目12番 2 号
【電話番号】	03 - 6880 - 9001
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 堀江 洋隆
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社アクティオホールディングス (東京都中央区日本橋三丁目12番 2 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社アクティオホールディングスをいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社共成レンテムをいいます。

(注 3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注 8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注 9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社共成レンテム

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は本書提出日現在、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を所有しておりませんが、公開買付者の完全子会社である株式会社アクティオ（以下「アクティオ」といいます。）は、本書提出日現在、対象者株式を1,495,000株（所有割合（注1）：20.43%）所有する対象者の主要株主である筆頭株主です。この度、公開買付者は、平成28年7月25日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している対象者株式の全て（ただし、アクティオが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、最終的に対象者を公開買付者の完全子会社とすること（注2）を目的として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、本公開買付け成立後の公開買付者及びアクティオの所有する対象者の議決権の合計が3分の2を超えるように買付予定数の下限（注3）を3,384,000株（所有割合：46.24%）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（3,384,000株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,384,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

本公開買付けに際し、公開買付者は、平成28年7月25日付で、対象者の主要株主である筆頭株主であり、公開買付者の完全子会社であるアクティオが所有する対象者株式の全て（所有株式数：1,495,000株、所有割合：20.43%）について本公開買付けに応募しない旨を確認しております。また、公開買付者は、平成28年7月25日付で、対象者の第2位の大株主であり、公開買付者の代表取締役社長である小沼光雄氏がその株式の過半数を所有する有限会社小沼興産（以下「小沼興産」といいます。）がその株式の過半数を所有するユニバーサル株式会社（以下「ユニバーサル」といいます。所有株式数：850,000株、所有割合：11.61%）との間で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、ユニバーサルが所有する対象者株式の全て（所有株式数：850,000株、所有割合：11.61%）を本公開買付けに応募する旨に合意しております。なお、ユニバーサルによる応募に際し、前提条件は定められておりません。本応募契約の概要については、後記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

（注1） 「所有割合」とは、対象者が平成28年7月25日に公表した「平成29年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。）に記載された平成28年6月30日現在の発行済株式総数（8,115,068株）から、対象者第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（796,752株）を控除した株式数（7,318,316株）に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じとします。

（注2） 公開買付者は、本公開買付け後、最終的に対象者を公開買付者の完全子会社とすることを予定しておりますが、公開買付者の完全子会社であるアクティオを通じて間接的に所有する状態を含めて「完全子会社」と記載しております。以下同じとします。

（注3） 買付予定数の下限（3,384,000株）は、対象者第1四半期決算短信に記載された平成28年6月30日現在の発行済株式総数（8,115,068株）から、対象者第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（796,752株）を控除した株式数（7,318,316株）の3分の2に相当する株式数から対象者株式1単位（1,000株）未満に係る数を切り上げた株式数（4,879,000株）から、公開買付者の完全子会社であるアクティオが所有する対象者株式数（1,495,000株）を控除した株式数（3,384,000株）です。当該買付予定数の下限の設定については、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者株式数を上回る株式数となっております。

本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、アクティオが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手續（以下「本完全子会社化手續」といいます。）の実施により、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、アクティオが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しており、最終的に対象者を公開買付者の完全子会社とする予定です（以下、本公開買付け及び本完全子会社化手續を併せて「本取引」といいます。）。

対象者が平成28年7月25日に公表した「株式会社アクティオホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本取引は、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成28年7月25日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、その所有する対象者株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのこととあります。

なお、上記対象者取締役会の決議の詳細については、後記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本書提出日現在、公開買付者及び連結子会社23社、持分法適用会社2社（対象者を含みます。）を含めたグループ25社（以下、公開買付者及びそのグループ会社を併せて「公開買付者グループ」といいます。）から構成されており、持株会社である公開買付者の下、中核企業のアクティオを中心に建設用機械器具等のレンタル、リース業を行っております。アクティオは昭和42年に設立後、水中ポンプと発電機を中心にレンタル事業をスタートし、まだ建設機械のレンタルが浸透していなかった時代からこの市場を開拓し続け、これまで日本を代表する大手ゼネコンをはじめ、多くの建設会社とパートナーシップを結びながら、建設・土木などの領域でレンタルビジネスに参画してまいりました。本書提出日現在、アクティオは全国各地におよそ500ヶ所の支店・営業所・修理工場を設置し、充実した整備体制を整え、会社一丸となってスピード・サービス・安全をモットーに、お客様へコンサルティングを伴ったレンタル、つまり「レンサルティング®」（注4）をご提供し、このレンサルティング活動を通じて建設機械レンタル事業そのものの存在価値とイメージを高め、広く社会に貢献することを目指しています。また、公開買付者は、平成25年4月に、アクティオを完全子会社とする持株会社体制に移行いたしました。

（注4）「レンサルティング®」とは、コンサルティングを含むレンタルという意味の造語です。

一方、対象者は、建設用機械器具（バックホー、ブルドーザー、タイヤショベル、発電機、コンプレッサー、ハウス、車両等）のレンタルを主業とする建機レンタル部門及び、その他の事業部門では、農業用機械器具（トラクター、プラウ、フォーレージハーベスター、ロータリーハロー等）のレンタルと農作業の請負、ゼオライト（土壌改良材等）の製造・販売、各種イベントの企画・設営・運営、携帯電話の販売等の事業を行っております。対象者は、昭和38年に北海道で設立され、業務を拡大しながら業績を伸ばし、平成3年2月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成13年1月には東京証券取引所市場第二部への株式上場を果たしました。

アクティオは平成17年6月に、北海道地域における同業の有力企業である対象者に資本参加し、同地域での事業の発展、拡大を目的として対象者株式の一部（1,870,950株、当時の対象者の発行済株式総数（8,115,068株）に対する割合：23.06％（小数点以下第三位を四捨五入））を当時の対象者の取締役会長であった長谷川政吉氏及びその他の株主から取得しました。その後、アクティオは目的を具体化するために、平成17年12月7日付で対象者との間で、相互協力による両社の企業価値向上のための諸施策の推進、相互協力による北海道地区における成長戦略モデルの策定及び展開、相互協力による両社の営業力及び収益力の向上策の検討（商品政策、販売手法等）、

経営インフラの共有化による効率化策の検討（システム、物流等）、アクティオから対象者への顧問の派遣、具体的施策の立案及び実施についての協議機関の設置を内容とする包括的業務提携契約を締結いたしました。以来、対象者は、アクティオから役員を受け入れ、公開買付者グループの全国各地におけるネットワーク、質量共に充実したレンタル機械を活用し「レンサルティング®」の強化を図りレンタルの付加価値を高めてまいりました。また、対象者は、新規レンタル機械の購入を進め多様化するお客様のニーズに迅速かつ的確にお応えすると共に、地域密着営業を推進し各地域№1を目指してまいりました。併せて、各種研修による人材育成を更に進め、工務担当者の資格取得による技術力・整備力の強化を図り修理・整備の内包化に努めると共に営業力強化及び接客サービス向上を図ってまいりました。また、公開買付者グループとの共同購入によるスケールメリットを活かすと共に従来から進めてきた原価削減プロジェクトをより一層進め全仕入れ品目に亘る節減、勤怠管理システムを活用した業務効率の向上、与信管理の徹底による不良債権発生防止を図り全般的な原価削減に努めてまいりました。その結果、対象者は、平成28年3月期決算において売上高が20,296百万円と前期比7.4％減少する中、営業利益2,356百万円（前期比4.2％増）、経常利益2,310百万円（前期比4.9％増）、当期純利益1,467百万円（前期比9.8％増）と過去最高利益を更新するに至りました。

しかしながら、公開買付者グループ及び対象者の主力ユーザーである建設業界におきましては、東京を中心に大型の再開発案件や五輪関連工事、リニア中央新幹線などで盛り上がってくることを期待しておりますが、足元では、東北地区での震災復興工事は引き続き行われているものの、それ以外の地域においては建設労働者不足を理由としたインフラ整備の先送りなど公共工事の減少により、全体のレンタル需要は厳しい状況で推移しております。

対象者が地盤としている北海道においては、北海道新幹線工事やＴＰＰ関連農業農村整備対策事業が見込まれますが、その他の公共工事の減少を理由に軟調に推移しており、対象者の売上高においても平成26年3月期決算の22,604百万円以降、平成27年3月期決算では21,926百万円（前期比3.0％減）、平成28年3月期決算においては売上高20,296百万円（前期比7.4％減）と減少が続いております。

そうしたなか、公開買付者は、公開買付者グループ及び対象者が行う北海道及び東北地域のレンタル事業の将来性について中長期的に検討したところ、北海道においては将来の人口減少を背景にした建設投資が減少していくこと、また、現在の東北地域の震災復興特需がいずれ剥落することは疑う余地もなく、それらを見越して判断すると、これまでのような売上高の拡大を伴った利益成長は単独では期待できず、これまで公開買付者グループ及び対象者が実施してきた業務効率の向上や原価削減にも限界があることから、それぞれが行っている既存の事業の枠組みを早期に整理し、組織体制や事業戦略の再構築を迅速に遂行することが有効な施策であると考えてに至りました。

公開買付者は、今後の対象者及び公開買付者グループの一層の発展を目指していくためには、対象者と公開買付者グループがより一体となって機動的な経営判断を可能とし、経営資源の共有化を図り、同一グループとしての総合力を更に発揮できる体制を構築することが必要であり、それにより対象者が公開買付者グループの北海道地域における中心的役割を担う会社となることにより事業上の相乗効果やコスト削減効果が期待できるとの結論に至り、本公開買付けによって対象者を公開買付者の完全子会社とすることが最善の策であるとの判断に至りました。具体的には、公開買付者による対象者の完全子会社化により以下のようなシナジーが期待され、対象者を含む公開買付者グループの更なる収益基盤強化と企業価値向上が可能になるものと考えております。

一体経営による顧客ニーズへの対応

アクティオと対象者との間の従前からの包括的業務提携により、両社の相互の営業力及び収益力の向上に一定の効果を得てきたと認めるものの、更に踏み込んで両社の経営資源の共有化を図り、同一グループとしての総合力を更に発揮できる体制を構築することで、特にアクティオが得意としているゼネコン等が施工する大型建設現場や特殊工法を用いる建設現場への対応力やノウハウを対象者に移転することにより、対象者の顧客への訴求力を更に高めることができると考えております。

営業拠点・物流網の再編成と資本効率の向上

北海道内に張り巡らされた対象者の営業拠点・物流網と、全国各地に設置されたアクティオの営業拠点・物流網及び大規模修理工場を総合的に見直して有機的に結び付けることによって効率化を図ります。営業拠点・物流網の再編成を行った結果生み出された両社の経営資源を活用して、公開買付者グループと対象者の資本効率の向上につなげたいと考えております。

人材の交流による多様化と育成

公開買付者グループ及び対象者は、従前からの包括的業務提携の一環として、経営層においては会議等で意見交換をし、企業文化や地域背景を相互に理解しながら友好的な関係を築いてまいりました。人材の交流を公開買付者グループ及び対象者の各層に拡げて事業を推進していくことで、人材の多様化と育成が可能となり、公開買付者グループ及び対象者において時代の変化に機敏に対応可能なより強固な経営体制が確立できるものと考えます。

基幹システムの統合による業務の効率化と情報の共有

これまで対象者は、上場会社として独立性を維持し、独自のレンタル事業用の基幹システムやそれから得られるデータを基にした意思決定プロセスに基づいて経営を行ってまいりましたが、競争環境が激化する中で、公開買付者グループは対象者と共により効率的な経営を追求していく必要があると考えてに至りました。対象者が公開買付者グループの一員となり、公開買付者グループと共通のレンタル事業用の基幹システムを利用して情報を共有することで、公開買付者グループ及び対象者において顧客ニーズの変化を察知しそれに即したレンタル機械の提供が可能になると考えております。

以上を踏まえ、公開買付者は、平成28年3月中旬に、対象者に対して、本取引に関する意向を伝え、その後、対象者に対するデュー・ディリジェンスを平成28年5月上旬より開始しました（なお、当該デュー・ディリジェンスは平成28年6月中旬に終了しております。）。その後、公開買付者は、平成28年6月20日に、対象者に対し、本取引に関する意向表明書を提出した上で、本取引の背景、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の考え方について説明し、協議・交渉を続けてまいりました。また、公開買付者は、平成28年7月中旬にユニバーサルに対して本取引に関して説明を行い、本公開買付けへの応募の可否について打診しました。その後、公開買付者は、平成28年7月25日付でユニバーサルとの間で本応募契約を締結し、ユニバーサルが所有する対象者株式の全て（所有株式数：850,000株、所有割合：11.61%）を本公開買付けに応募する旨に合意しております。係る協議・交渉を経て、公開買付者は平成28年7月25日開催の取締役会において、対象者を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、対象者の完全子会社化後の対象者の事業戦略や公開買付者グループとの経営資源の共有化等の方針については、対象者と公開買付者が今後協議の上、決定していくこととなりますが、公開買付者は、対象者の完全子会社化後も、対象者の北海道地域におけるブランド力や対象者の強みを十分に活かした経営を行い、対象者における事業の強化を図ってまいります。また、本書提出日現在、対象者の取締役5名及び監査役3名のうち取締役2名及び

監査役１名は公開買付者及びアクティオの役員又は使用人を兼務しております。今後の対象者の経営体制について現時点で変更する予定はありませんが、対象者と協議の上で、上記諸施策の実行や経営基盤の更なる強化に向けた最適な体制の構築を検討していくこととしております。

一方、対象者によれば、対象者は、平成28年３月中旬に公開買付者から本公開買付けを含む本取引についての意向を受け、後記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、対象者及び公開買付者から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を選任し、同「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の山田ＦＡＳ株式会社（以下「山田ＦＡＳ」といいます。）より取得した対象者株式価値算定書、同「対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載のアンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、同「対象者における第三者委員会の設置」に記載の第三者委員会から提出を受けた答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に検討したとのことです。

その結果、対象者は、本公開買付けを通じて対象者が公開買付者の完全子会社となることで、公開買付者グループと対象者の経営資源の相互利用その他の協力・提携関係を更に推進し、一体経営を行うことが可能になり、対象者の収益基盤強化と企業価値向上に資すると判断したとのことです。以上のことから、対象者は、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、その所有する対象者株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者における本公開買付けに対する意見及び意思決定の過程の詳細については、後記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、対象者は公開買付者及びアクティオの子会社ではなく、本公開買付けは、支配株主との取引には該当しませんが、公開買付者の完全子会社であるアクティオが、本書提出日現在、対象者株式を1,495,000株（所有割合：20.43％）所有する対象者の主要株主である筆頭株主であること、公開買付者及びアクティオが対象者に対して取締役２名及び監査役１名を派遣していることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付け価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成28年７月22日付で株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しました。詳細については、後記「４ 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び同「算定の経緯」をご参照ください。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である山田ＦＡＳに対象者株式の価値算定を依頼したとのことです。なお、山田ＦＡＳは、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

山田ＦＡＳは、複数の算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価法、類似会社比較法及び対象者業績の内容や予想等を勘案したディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者株式の１株当たりの株式価値の分析を行い、対象者は、平成28年７月22日付で山田ＦＡＳより株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、対象者は、山田ＦＡＳから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	： 910円～934円
類似会社比較法	： 1,538円～2,020円
DCF法	： 1,443円～1,843円

市場株価法は、多くの投資家が企業の将来性、収益力、財産価値等の多様な要素を勘案して市場で取引を行うことによって形成される客観性の高い市場株価を基礎として株式価値を算定する手法であり、上場会社の株式価値を表す適切な指標であると考えられることから、山田ＦＡＳは市場株価法を採用することとし、市場株価法では、本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年７月22日を基準日として、東京証券取引所市場第二部にお

ける対象者株式の基準日終値931円、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値910円、基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値922円及び基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値934円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を910円から934円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法は、評価対象会社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、評価対象会社の株式価値を算定する手法であり、当該手法は市場で取引されている類似上場会社株式との相対的な評価アプローチであるため一定の客観性を備えていると考えられることから、山田FASは類似会社比較法を採用することとし、類似会社比較法では、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,538円から2,020円までと分析しているとのことです。

DCF法は、企業が将来の一定期間に獲得するであろうフリー・キャッシュ・フローを、リスクを考慮した適切な割引率によって現在価値に還元したものを事業価値とし、これに事業外資産や有利子負債等を考慮することにより企業価値及び株式価値を算定する手法であり、継続企業の評価においては最も理論的であるといわれていることから、山田FASはDCF法を採用することとし、DCF法では、対象者の平成29年3月期から平成34年3月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成29年3月期以降に対象者が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,443円から1,843円までと分析しているとのことです。

なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込みにおいては大幅な増減益を見込んでいないとのことです。また、DCF法による算定の基礎となる事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、したがって、本取引実行後の各種施策の効果等を考慮していないとのことです。

対象者における第三者委員会の設置

対象者によれば、本公開買付けの開始時点において公開買付者は対象者の支配株主には該当しませんが、本公開買付け後に予定されている本完全子会社化手続（詳細については、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）の時点において公開買付者は支配株主に該当するため、本完全子会社化手続は、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当するとのことです。本公開買付けに係る対象者の意見表明自体は「支配株主との重要な取引等」に該当しませんが、本取引が一連の取引であることから、本公開買付けの段階で、本公開買付け時点の株主と本完全子会社化手続の実施時点の少数株主の皆様にとっての本取引の公正性を確保するべく、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、対象者及び公開買付者から独立性を有する対象者の社外監査役である岩井正尚氏（税理士）並びに対象者及び公開買付者から独立した外部有識者である長谷川臣介氏（公認会計士、長谷川公認会計士事務所）及び高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）の3名から構成される第三者委員会を設置したとのことです。

対象者は、第三者委員会に対し、対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本取引の目的は合理的か（対象者の企業価値向上に資するかを含みます。）、(b)本公開買付けにおける買付条件（本公開買付価格を含みます。）の公正性が確保されているか、(c)本取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)(a)から(c)までのほか、本取引は対象者の少数株主にとって不利なものではないか（以下、(a)ないし(d)を「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての意見を対象者取締役会に提出することを囑託したとのことです。

対象者によれば、第三者委員会は、平成28年6月13日より同年7月19日までの間に合計5回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行ったとのことです。具体的には、第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、対象者の取締役から、公開買付者による本取引の提案の概要及び本取引の目的、対象者の事業計画、本取引実施後の経営方針、本取引の諸条件等についての説明を受けているとのことです。また、別の機会に、公開買付者から、本取引の提案の概要及び本取引の目的、本取引実施後の経営方針、本取引の諸条件等について説明を受けているとのことです。更には、対象者の取締役から、公開買付者との間における協議・交渉の内容について報告を受けるとともに、対象者の事業の状況、対象者作成の事業計画と実績の推移、対象者における検討状況及び今後の事業見通し等について追加説明を受け、さらに、対象者取締役と質疑応答を行っているとのことです。この他に、第三者委員会は、野村證券、山田FAS及びリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、対象者が第三者委員会における議論を参考に公開買付者との間で本公開買付価格を含む本取引の諸条件について交渉を行った経緯等について報告を受けているとのことです。第三者委員会は、山田FASより対象者株式の株式価値の算定に関する説明を受け、これらに関する質疑応答も行っているとのことです。

第三者委員会は、このような経緯の下、それぞれの説明や質疑応答の内容を受け、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、平成28年7月22日に、対象者取締役会に対し、第三者委員会において説明がなされた事実関係、及び第三者委員会に提出された資料の記載事項がすべて真実であること等の一定の前提条件の下、第三者委員全員の一致で、以下の内容の答申書を提出しているとのことです。

- (a) 本取引の目的及び必要性・背景事情、並びに公開買付者による対象者の完全子会社化のメリットについては、対象者の現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであること、対象者の属する業界及び市場の環境として一般に説明がされている内容とも整合すること、現実的なものであると考えられることから、いずれも合理的なものと認められ、本取引の実施は合理的な目的に基づき実施されるものとする。本取引の目的は対象者の企業価値向上を目指したものとすることができ、対象者において検討している本取引の必要性及びメリット、対象者の今後の事業見通し及び成長見通し、並びに公開買付者による対象者の完全子会社化後の運営方針等については、対象者の事業内容及び経営状況を前提とした上で、公開買付者の事業内容をも踏まえたものと言え、いずれも不合理なものとは認められないことから、本取引は対象者の企業価値向上に資するであろうと考える。
- (b) 対象者は、本取引の取引条件、とりわけ本公開買付価格の公正性を確保すべく、その検討・判断を行うに当たり、独立の第三者算定機関の株式価値算定書を参考としていること、その算定手法に特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないこと、対象者における本公開買付価格の検討の過程、本公開買付価格のプレミアムの水準等を考慮すれば、本公開買付けの取引条件の公正性確保、またこれらに関する対象者の判断・意思決定の過程から恣意性を排除するための方法についてはいずれも合理性・相当性が認められると考える。また、本完全子会社化手続の取引条件は、今後特段の事情が無い限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定する予定であること、時間的に近接した公開買付けとその後の完全子会社化手続における取引条件が同一のものとなるようにすることについては合理性が認められること等から、本完全子会社化手続の取引条件に関してもその公正性が確保されているものとする。
- (c) 対象者は、対象者及び公開買付者のいずれからも独立した第三者算定機関の株式価値算定書を取得していること、対象者及び公開買付者のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任していること、対象者と公開買付者との協議を経て本公開買付価格についての協議の経過、その他、本取引の対応及び検討に向けた過程の中で、早期かつ詳細な開示、説明による対象者株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本公開買付けの取引条件、とりわけ本公開買付価格の公正性の担保、また本完全子会社化手続の取引条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた対象者株主の利益への十分な配慮がなされていると考える。
- (d) 上記(a)乃至(c)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、当第三者委員会において、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は現時点において特段見あたらない。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定の過程等における公正性及び適正性を確保するために、対象者及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのこと。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者によれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、対象者及び公開買付者から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして野村證券を、第三者算定機関として山田FASを、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任し、本取引の諸条件について、公開買付者との間で、複数回に亘る協議・検討を重ねてきたとのこと。また、本取引に関する公開買付者の提案を検討するための諮問機関として、平成28年6月8日に第三者委員会を設置し、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではないかについて検討を依頼したとのこと。なお、第三者委員会の詳細については、前記「対象者における第三者委員会の設置」をご参照ください。

対象者は、平成28年6月20日に、公開買付者から本取引に関する意向表明書を受領し、本取引の背景、本公開買付価格の考え方について説明を受けるなど、公開買付者との間で複数回に亘る協議・検討を重ねる中で、前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の一体経営による顧客ニーズへの対応、営業拠点・物流網の再編成と資本効率の向上、人材の交流による多様化と育成及び基幹システムの統合による業務の効率化と情報の共有に係るシナジーについて、公開買付者との間で認識を共有したとのこと。そして、対象者は、本取引により最終的に対象者が公開買付者の完全子会社となることで、両社の営業拠点・物流網の再編成や基幹システムの統合により業務の効率化を図ることができ、両社が一体経営を行うことで顧客への訴求力を高めることや、顧客のニーズに則したレンタル機械の提供が可能となるため、対象者の今後の利益拡大を実現することになるとともに、上場維持コストの削減及び間接部門のスリム化により経営の効率化を図ることができると考え、本取引は対象者の企業価値向上に資すると判断したとのこと。

また、本公開買付価格である1株1,600円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年7月22日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値931円に対して71.86%（小数点以下第三位を四捨五入。以

下、プレミアム率の計算において同じとします。)、同日までの直近1週間の終値単純平均値925円(小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。)に対して72.97%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値910円に対して75.82%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値922円に対して73.54%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値934円に対して71.31%のプレミアムを加えた金額であること、及び本公開買付価格が対象者株式価値算定書による算定結果のうち、市場株価法による算定結果の上限を上回るものであり、類似会社比較法及びDCF法による算定結果のレンジの範囲内であることも考慮し、本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本取引は、少数株主を含む対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成28年7月25日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、その所有する対象者株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者によれば、対象者の取締役のうち、小沼直人氏は公開買付者の取締役副社長を兼務しているため、また三木祐三氏は公開買付者のスーパーシニアフェローを兼務していることから、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定において公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、上記の取締役会を含め、本取引に関する全ての取締役会において、その審議及び決議には参加しておらず、また対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には参加していないとのことです。

また、上記の対象者取締役会には、対象者の監査役3名(常勤監査役1名、社外監査役2名)のうち好地利武氏を除く2名が出席し、対象者の取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることについて、異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の社外監査役である好地利武氏は、アクティオの監査役を兼務しているため、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定において公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、上記の取締役会における本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。

比較的長期の買付け等の期間の設定

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けへの応募について適切な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような合意等、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会を確保し、本公開買付けの公正性を担保することを意図しております。

買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおいては、本公開買付け成立後の公開買付者及びアクティオの所有する対象者の議決権の合計が3分の2を超えるように買付予定数の下限を3,384,000株と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,384,000株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,384,000株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(3,384,000株)は、対象者第1四半期決算短信に記載された平成28年6月30日現在の発行済株式総数(8,115,068株)から、対象者第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(796,752株)を控除した株式数(7,318,316株)の3分の2に相当する株式数から対象者株式1単元(1,000株)未満に係る数を切り上げた株式数(4,879,000株)から、公開買付者の完全子会社であるアクティオが所有する対象者株式数(1,495,000株)を控除した株式数(3,384,000株)に設定しています。これは、()対象者第1四半期決算短信に記載された平成28年6月30日現在の発行済株式総数(8,115,068株)から、()対象者第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(796,752株)、()本公開買付けに応募しない旨を確認している公開買付者の完全子会社であるアクティオが所有する対象者株式(1,495,000株)及び本応募契約を締結しているユニバーサルが所有する対象者株式(850,000株)をそれぞれ控除した株式数(4,973,316株)の過半数に相当する株式数(2,486,659株。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する対象者株式の数にあたります。)を基礎として、これに本応募契約を締結しているユニバーサルが所有する対象者株式(850,000株)を加えた株式数(3,336,659株)を上回る株式数(3,384,000株)となっております。これにより、対象者の少数株主の皆様を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、前記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより対象者株式の全て（ただし、アクティオが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の本完全子会社化手続により、対象者株式の全てを取得することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立により、公開買付者及びアクティオが対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合には、公開買付者は、速やかに会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第179条に基づき、対象者の株主（公開買付者、アクティオ及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）します。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定めます。この場合、公開買付者は、その旨を、対象者に通知し、対象者に対し株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者株式の全部（ただし、公開買付者及びアクティオが所有する対象者株式並びに対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得します。この場合、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式の対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、対象者株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付します。なお、対象者によれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求がなされた場合には、対象者取締役会にて係る株式売渡請求を承認する予定とのことです。

他方で、本公開買付けの成立により、公開買付者及びアクティオが対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、速やかに対象者株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請します。なお、公開買付者及びアクティオは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成します。本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様（公開買付者、アクティオ及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（アクティオが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、アクティオ及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式売渡請求がなされた場合には、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対してその所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。他方、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記各手続については、関係法令の改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外を対象者株式の所有状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（公開買付者、アクティオ及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。もっとも、株式売渡請求に関する売買価格の決定の申立て又は株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、対象者株式の売買価格又は株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認くださいようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載された本完全子会社化手続の実施を予定しておりますので、対象者株式は所定の手続きを経て上場廃止になります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

前記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、平成28年7月25日付で、対象者の主要株主である筆頭株主であり、公開買付者の完全子会社であるアクティオが所有する対象者株式の全て（所有株式数：1,495,000株、所有割合：20.43%）について本公開買付けに応募しない旨を確認しており、本公開買付け成立後、公開買付者に譲渡することを想定しておりますが、現時点において譲渡の手法や時期については未定です。また、公開買付者は、平成28年7月25日付で、対象者の第2位の大株主であり、公開買付者の代表取締役社長である小沼光雄氏がその株式の過半数を所有する小沼興産がその株式の過半数を所有するユニバーサル（所有株式数：850,000株、所有割合：11.61%）との間で本応募契約を締結し、ユニバーサルが所有する対象者株式の全て（所有株式数：850,000株、所有割合：11.61%）を本公開買付けに応募する旨に合意しております。

なお、ユニバーサルによる応募に際し、前提条件は定められておりません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成28年7月26日（火曜日）から平成28年9月6日（火曜日）まで（30営業日）
公告日	平成28年7月26日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき 金1,600円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は、平成28年7月22日付で対象者の株式価値に関する本株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。 上記各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。 市場株価基準法：910円から934円 DCF法：1,199円から1,673円 市場株価基準法では、平成28年7月22日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値931円、基準日までの過去 1 週間の終値単純平均値925円、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値910円、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値922円及び同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値934円を基に、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を910円から934円と算定しております。 DCF法では、対象者から提供を受けた事業計画（平成29年3月期から平成34年3月期までの6年間）に、直近までの業績の動向、対象者との間の書面質疑、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成29年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、対象者株式 1 株当たりの株式価値を1,199円から1,673円と算定しております。なお、上記DCF法の算定の基礎となる対象者の事業計画については、前年度比で大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。 公開買付者は、みずほ証券から取得した本株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、公開買付者において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去に行われた発行者以外の者による公開買付けの事例の際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の基準日までの過去 6 ヶ月間及び直近の市場株価の動向、対象者との複数回に亘る協議・交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を勘案し、最終的に平成28年7月25日に本公開買付価格を1,600円とすることを決定いたしました。 なお、本公開買付価格1,600円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年7月22日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値931円に対して71.86%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値910円に対して75.82%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値922円に対して73.54%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値934円に対して71.31%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。 また、本公開買付価格1,600円は、本書提出日の前営業日である平成28年7月25日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値930円に対して72.04%のプレミアムを加えた価格となります。

算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) 公開買付者は、平成28年3月中旬に、対象者に対して、本取引に関する意向を伝え、その後、対象者に対するデュー・ディリジェンスを平成28年5月上旬より開始しました(なお、当該デュー・ディリジェンスは平成28年6月中旬に終了しております。)。その後、公開買付者は、平成28年6月20日に、対象者に対し、本取引に関する意向表明書を提出した上で、本取引の背景、本公開買付価格の考え方について説明し、協議・交渉を続けてまいりました。また、公開買付者は、平成28年7月中旬にユニバーサルに対して本取引に関して説明を行い、本公開買付けへの応募の可否について打診しました。その後、公開買付者は、平成28年7月25日付でユニバーサルとの間で本応募契約を締結し、ユニバーサルが所有する対象者株式の全て(所有株式数:850,000株、所有割合:11.61%)を本公開買付けに応募する旨に合意しております。係る協議・交渉を経て、公開買付者は平成28年7月25日開催の取締役会において、対象者を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議し、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。 算定の際に意見を聴取した第三者の名称 公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券から提出された株式価値算定書を参考にいたしました。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。 当該意見の概要 みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。 市場株価基準法:910円から934円 DCF法:1,199円から1,673円 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯 公開買付者は、みずほ証券から取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、公開買付者において実施した対象者に対する買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、過去に行われた発行者以外の者による公開買付けの事例の際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の基準日までの過去6ヶ月間及び直近の市場株価の動向、対象者との複数回に亘る協議・交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を勘案し、最終的に平成28年7月25日に本公開買付価格を1,600円とすることを決定いたしました。
-------	---

(3)【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,823,316(株)	3,384,000(株)	—(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,384,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,384,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 買付予定数の下限(3,384,000株)は、対象者第1四半期決算短信に記載された平成28年6月30日現在の発行済株式総数(8,115,068株)から、対象者第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(796,752株)を控除した株式数(7,318,316株)の3分の2に相当する株式数から対象者株式1単位(1,000株)未満に係る数を切り上げた株式数(4,879,000株)から、公開買付者の完全子会社であるアクティオが所有する対象者株式数(1,495,000株)を控除した株式数(3,384,000株)です。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である5,823,316株を記載しております。これは、対象者第1四半期決算短信に記載された平成28年6月30日現在の発行済株式総数(8,115,068株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(796,752株)及び公開買付者の完全子会社であるアクティオが所有する対象者株式(1,495,000株)を控除した株式数(5,823,316株)です。
- (注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	5,823
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年7月26日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年7月26日現在)(個)(g)	1,727
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成28年3月31日現在)(個)(j)	7,224
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	79.57
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(5,823,316株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年7月26日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等(ただし、本公開買付けに応募しない旨を確認している公開買付者の完全子会社であるアクティオが所有する対象者株式(1,495,000株)及び対象者が所有する自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年7月26日現在)(個)(g)」(ただし、アクティオが所有する対象者株式(1,495,000株)に係る議決権の数(1,495個)を除きます。)は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成28年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成28年6月10日に提出した第54期第有価証券報告書に記載された平成28年3月31日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第1四半期決算短信に記載された平成28年6月30日現在の発行済株式総数(8,115,068株)から、対象者第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(796,752株)を控除した株式数(7,318,316株)に係る議決権の数(7,318個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者の株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本株式取得をすることはできません（以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない（同法第49条）、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、平成28年6月20日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されています。そして、公開買付者は、公正取引委員会より平成28年6月24日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受領したため、平成28年6月24日をもって措置期間が終了しております。また、事前届出受理の日から30日を経過した平成28年7月20日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成28年6月24日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第419号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る応募の受付にあたっては、本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。（注1）

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）及びマイナンバー（個人番号・法人番号）（注3）が必要になります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買い付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注4）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

- (注1) 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

- (注2) 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成されたもの）、健康保険証、運転免許証等（氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの）。

法人・・・登記事項証明書（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの）。

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等（本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの（1）、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの（2）が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたも

の、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(3)が必要となります。

- (1) 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則として旅券(パスポート)の提出をお願いいたします。
- (2) 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。
- (3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるもの限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(注3)(a) マイナンバー(個人番号)について(個人株主の場合)

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合には、次の表の から のいずれかの個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。なお、マイナンバー(個人番号)をご提供いただけない方は、公開買付代理人であるみずほ証券株式会社に口座開設を行うことはできません。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、マイナンバー(個人番号)を変更する場合には個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になりますので、詳細については公開買付代理人へお問合せください。

個人番号確認書類	マイナンバー(個人番号)受入れのための本人確認書類
個人番号カード(両面)(表面は本人確認書類となります。)	
通知カード	<u>顔写真付確認書類の以下のいずれかの1つ</u> 運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード、療育手帳、身体障害者手帳等(以下「顔写真付本人確認書類」といいます。) 又は <u>顔写真付でない確認書類の以下のいずれかの2つ</u> 住民票の写し、住民票記載事項証明書、各種健康保険証、印鑑登録証明書、国民年金手帳、母子健康手帳、戸籍の附票の写し、児童扶養手当証書等(住民票の写し及び住民票記載事項証明書並びに印鑑登録証明書については、発行日から6ヶ月以内のもの)が有効)(以下「顔写真なし本人確認書類」といいます。)
マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書	<u>「顔写真付本人確認書類」のいずれかの1つ</u> 又は <u>「顔写真なし本人確認書類」のいずれかの1つ</u> (ただし、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を除きます。)

(b) マイナンバー(法人番号)について(法人株主の場合)

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合には、「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイト(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)から印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類(法人自体の本人確認に加え、取引担当者個人の本人確認も含みます。)が必要になる場合があります。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になりますので、詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

(注4) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時まで、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時まで、公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
（その他みずほ証券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	9,317,305,600
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	45,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a) + (b) + (c)	9,366,305,600

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数（5,823,316株）に、本公開買付価格（1,600円）を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
—	—
計(a)	—

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社みずほ銀行 （東京都千代田区大手町 一丁目5番5号）	買付け等に要する資金に 充当するための借入れ （注） 弁済期：平成29年9月7 日（期限一括返済） 金利：全銀協日本円 TIBORに基づく変動金利 担保：なし	10,000,000
計(b)				10,000,000

（注） 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から、10,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を平成28年7月22日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

10,000,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】**(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】**

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2) 【決済の開始日】

平成28年9月13日(火曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】**(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】**

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,384,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,384,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「 7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	事項
平成16年 8 月	株式会社アクティオにより東京都千代田区に資本金1,000万円でアクティオ・ファクタリング株式会社を設立
平成19年 5 月	本社を東京都中央区に移転
平成24年12月	株式会社アクティオホールディングスに商号変更、事業目的の変更
平成25年 3 月	株式交換により株式会社アクティオを完全子会社化し、資本金を100億円に増加
平成25年 4 月	吸収分割により株式会社アクティオの不動産の所有および管理に関する事業を承継

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1．次の事業を営む会社の株式を取得することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。

- (1) 建設用機械器具・資材・産業用機械器具・民生用設備機器ならびに車両のレンタル・リース、製造販売、修理、研究開発および輸出入事業
 - (2) 土木工事業・建築工事業
 - (3) とび・土木・コンクリート工事業
 - (4) 電気工事業
 - (5) 管工事業
 - (6) 鋼構造物工事業
 - (7) 機械器具設置工事業
 - (8) 古物売買
 - (9) 医療器具・健康機器および健康食品の販売およびレンタル事業
 - (10) 一般貨物自動車運送業
 - (11) 貨物運送取扱事業法による第一種利用運送事業
 - (12) 倉庫業
 - (13) 貨物軽自動車運送業
 - (14) 警備業
 - (15) 労働者派遣業
 - (16) 有料職業紹介業
 - (17) 建設揚重業
 - (18) 発電事業とその管理・運営と電気の売買に関する事業
 - (19) 前各号に付随する一切の事業
- 2．グループ各社に関わる経営指導、不動産業務、IT関連業務、ファイナンスその他の管理業務
- 3．その他適法な一切の事業

事業の内容

当社は、グループ会社の統括、グループ会社に関する不動産事業・ファイナンス・情報システムの提供・その他の管理業務を行っています。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成28年 7 月26日現在

資本金の額	発行済株式の総数
10,000,000,000円	21,932,540株

【大株主】

平成28年6月30日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
有限会社小沼興産	神奈川県横浜市港北区大曽根台1番16号	4,897,934	22.33
小沼 光雄	神奈川県横浜市港北区	2,432,941	11.09
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	998,250	4.55
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	933,782	4.25
アクティオグループ従業員持株会	東京都中央区日本橋三丁目12番2号	702,039	3.20
デンヨー株式会社	東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号	684,162	3.11
コベルコ建機株式会社	広島県広島市佐伯区五日市港2丁目2番1号	609,650	2.77
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	591,540	2.69
北越工業株式会社	新潟県燕市下粟生津3074番地	545,648	2.48
キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	486,200	2.21
計	—	12,882,146	58.73

(注) 公開買付者は自己株式1,054,423株を所有しておりますが、上記大株主から除外しております。

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成28年 7月26日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	小沼 光雄	昭和12年 5月15日	昭和42年 1月 平成16年 8月	株式会社アクティオ設立 代表取締役社長（現任） 公開買付者 代表取締役社長（現任）	2,432,941
取締役副社長	—	小沼 直人	昭和41年 8月15日	平成 4年 4月 平成18年 6月 平成20年 4月 平成23年 6月 平成25年 4月	株式会社アクティオ入社 対象者代表取締役会長 株式会社アクティオ代表取締役副社長（現任） 対象者取締役会長（現任） 公開買付者取締役副社長（現任）	481,657
取締役	—	内田 芳治	昭和26年 4月 3日	昭和45年 4月 平成19年 1月 平成25年 4月 平成26年 4月 平成27年 1月	株式会社アクティオ入社 株式会社アクティオ常務取締役 公開買付者取締役（現任） 株式会社アクティオ専務執行役員（現任） 株式会社ソクト代表取締役執行役員社長（現任）	38,074
取締役	—	堀江 洋隆	昭和35年 8月23日	平成25年 2月 平成25年 4月 平成25年 4月 平成26年 4月 平成27年 1月 平成28年 1月	株式会社アクティオ入社 株式会社アクティオ取締役財務部長 公開買付者取締役財務・I Rグループ長 株式会社アクティオ常務執行役員管理本部長兼財務部長 公開買付者取締役財務・I Rグループ長・最高財務責任者（現任） 株式会社アクティオ専務執行役員管理本部長兼財務部長（現任）	10,000
取締役	—	小沼 成人	昭和44年10月16日	平成 5年 4月 平成20年12月 平成26年 4月 平成26年 4月 平成27年 7月	株式会社アクティオ入社 株式会社アクティオ常務取締役 株式会社アクティオ常務執行役員（現任） 公開買付者取締役（現任） 株式会社桜川ポンプ製作所代表取締役執行役員社長（現任）	481,656
取締役	—	小原 桂一	昭和23年 1月 9日	平成22年 8月 平成23年 3月 平成26年 4月 平成28年 1月 平成28年 4月	株式会社アクティオ入社 株式会社アクティオ取締役海外事業部長 株式会社アクティオ常務執行役員海外事業部長 株式会社アクティオ専務執行役員海外本部長（現任） 公開買付者取締役（現任）	10,000
監査役（常勤）	—	関根 元	昭和22年 2月 1日	平成14年 3月 平成14年 4月 平成16年 8月 平成19年 1月 平成20年 1月	株式会社アクティオ入社 株式会社アクティオ財務部長 公開買付者監査役（現任） 株式会社アクティオ常務取締役 株式会社アクティオ管理本部副本部長	10,000
監査役	—	高野 泰夫	昭和27年 3月16日	昭和55年 4月 昭和60年 4月 平成20年 3月 平成25年 1月	弁護士登録 高野泰夫法律事務所（現在に至る） 株式会社アクティオ監査役 公開買付者監査役（現任）	—
監査役	—	山口 睦男	昭和21年 1月 1日	昭和39年 4月 平成13年 7月 平成16年 7月 平成17年 8月 平成20年 3月 平成25年 1月	熊本国税局入省 横浜南税務署長 東京国税局調査第三部長 税理士（現在に至る） 株式会社アクティオ監査役 公開買付者監査役（現任）	—
計						3,464,328

(注) 監査役高野泰夫、山口睦男は、社外監査役であります。

(2) 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

公開買付者の第12期事業年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

公開買付者は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第12期事業年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）の計算書類について、公開買付者の会計監査人である有限責任監査法人トーマツより監査を受けておりますが、本書に記載する公開買付者の第12期事業年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日）の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第12期事業年度 (平成27年12月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	12,438
売掛金	413
前払費用	129
関係会社短期貸付金	21,200
繰延税金資産	9
その他	60
流動資産合計	34,251
固定資産	
有形固定資産	
建物	4,557
構築物	1,379
機械及び装置	5
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	66
土地	21,724
リース資産	202
建設仮勘定	4,376
有形固定資産合計	32,312
無形固定資産	
ソフトウェア	1,006
リース資産	159
その他	2,271
無形固定資産合計	3,436
投資その他の資産	
投資有価証券	100
関係会社株式	6,267
出資金	0
関係会社長期貸付金	2,800
長期前払費用	15
その他	16
投資その他の資産合計	9,199
固定資産合計	44,948
資産合計	79,199

(単位：百万円)

第12期事業年度
(平成27年12月31日)

負債の部	
流動負債	
短期借入金	4,800
一年内返済予定長期借入金	7,806
リース債務	203
未払金	513
未払費用	39
未払法人税等	96
預り金	756
前受収益	141
賞与引当金	5
その他	243
流動負債合計	14,605
固定負債	
長期借入金	35,071
長期リース債務	306
繰延税金負債	118
その他	714
固定負債合計	36,211
負債合計	50,816
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000
資本剰余金	
資本準備金	2,500
その他資本剰余金	16,192
資本剰余金合計	18,692
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	754
利益剰余金合計	754
自己株式	1,063
株主資本合計	28,383
純資産合計	28,383
負債純資産合計	79,199

【損益計算書】

(単位：百万円)

	第12期事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業収益	4,392
営業費用	3,386
営業利益	1,006
営業外収益	
受取利息	181
その他	12
営業外収益合計	194
営業外費用	
支払利息	633
営業外費用合計	633
経常利益	567
特別損失	
固定資産除却損	29
特別損失合計	29
税引前当期純利益	537
法人税、住民税及び事業税	220
法人税等調整額	125
法人税等合計	94
当期純利益	443

【株主資本等変動計算書】

第12期事業年度（自平成27年１月１日　至　平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	10,000	2,500	16,192	18,692	563	563
当期変動額						
剰余金の配当					251	251
自己株式の取得						
当期純利益					443	443
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計					191	191
当期末残高	10,000	2,500	16,192	18,692	754	754

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	963	28,292	28,292
当期変動額			
剰余金の配当		251	251
自己株式の取得	100	100	100
当期純利益		443	443
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	100	91	91
当期末残高	1,063	28,383	28,383

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物・・・定額法

構築物・・・定率法

主な耐用年数は次のとおりです。

建物 2年～30年

構築物 2年～30年

(2) 無形固定資産

定額法

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 担保提供資産

担保資産の内容およびその金額

建物 789百万円

土地 8,771百万円

合計 9,560百万円

担保に係る債務の金額

長期借入金 4,835百万円

一年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,536百万円

3. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 378百万円

長期金銭債権 6百万円

4. 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 1,160百万円

長期金銭債務 712百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高

営業収益 4,110百万円

営業費用 221百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外取引 182百万円

2. 営業費用の主要な費目および金額

役員報酬 290百万円

給料手当 299百万円

一般修繕費 283百万円

手数料 580百万円

減価償却費 481百万円

なお、全額が一般管理費に属するものです。

3. 固定資産除却損の内容

建物	17百万円
構築物	0百万円
工具、器具及び備品	4百万円
ソフトウェア	3百万円
撤去費用	3百万円
計	29百万円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,932,540	-	-	21,932,540

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	954,133	100,290	-	1,054,423

(注) 自己株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年3月28日 定時株主総会	普通株式	251百万円	12円	平成26年12月31日	平成27年3月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年3月26日 定時株主総会	普通株式	250百万円	利益剰余金	12円	平成27年12月31日	平成28年3月28日

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成28年7月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,727(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	1,727	—	—
所有株券等の合計数	1,727	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 特別関係者である対象者は、平成28年7月26日現在、対象者株式796,752株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成28年7月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成28年 7 月26日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	1,727 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1,727	—	—
所有株券等の合計数	1,727	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 特別関係者である対象者は、平成28年 7 月26日現在、対象者株式796,752株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成28年 7 月26日現在)

氏名又は名称	株式会社アクティオ
住所又は所在地	東京都中央区日本橋三丁目12番 2 号
職業又は事業の内容	建設用機械器具のレンタル、リース業
連絡先	連絡者 株式会社アクティオホールディングス 取締役 C F O 堀江 洋隆 連絡場所 東京都中央区日本橋三丁目12番 2 号 電話番号 03-6880-9001
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成28年 7 月26日現在)

氏名又は名称	株式会社桜川ポンプ製作所
住所又は所在地	大阪府茨木市五日市 1 丁目 2 番11号
職業又は事業の内容	建設用水中ポンプ・設備用水中ポンプ・水中機械などの製造・販売
連絡先	連絡者 株式会社アクティオホールディングス 取締役 C F O 堀江 洋隆 連絡場所 東京都中央区日本橋三丁目12番 2 号 電話番号 03-6880-9001
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成28年7月26日現在)

氏名又は名称	小沼 光雄
住所又は所在地	東京都中央区日本橋三丁目12番2号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社アクティオホールディングス 代表取締役社長 株式会社アクティオ 代表取締役社長 有限会社小沼興産 取締役
連絡先	連絡者 株式会社アクティオホールディングス 取締役 C F O 堀江 洋隆 連絡場所 東京都中央区日本橋三丁目12番2号 電話番号 03-6880-9001
公開買付者との関係	公開買付者の役員公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員公開買付者に特別資本関係を有する法人の役員公開買付者に特別資本関係を有する個人

(平成28年7月26日現在)

氏名又は名称	小沼 範子
住所又は所在地	神奈川県横浜市港北区大曽根台1番16号(有限会社小沼興産所在地)
職業又は事業の内容	有限会社小沼興産 代表取締役
連絡先	連絡者 株式会社アクティオホールディングス 取締役 C F O 堀江 洋隆 連絡場所 東京都中央区日本橋三丁目12番2号 電話番号 03-6880-9001
公開買付者との関係	公開買付者に特別資本関係を有する法人の役員 公開買付者に特別資本関係を有する個人の配偶者

(平成28年7月26日現在)

氏名又は名称	小沼 成人
住所又は所在地	東京都中央区日本橋三丁目12番2号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社アクティオホールディングス 取締役 株式会社桜川ポンプ製作所 代表取締役執行役員社長 有限会社小沼興産 取締役
連絡先	連絡者 株式会社アクティオホールディングス 取締役 C F O 堀江 洋隆 連絡場所 東京都中央区日本橋三丁目12番2号 電話番号 03-6880-9001
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 公開買付者に特別資本関係を有する法人の役員 公開買付者に特別資本関係を有する個人の親族

(平成28年7月26日現在)

氏名又は名称	株式会社共成レンテム
住所又は所在地	北海道帯広市西18条北1丁目14番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	1)建設用機械器具類の賃貸、販売、修理及び輸出入 2)農業用機械器具類の賃貸、販売、修理及び輸出入並びに農作業の請負 3)自動車類の賃貸、販売、修理及び輸出入 4)催し物の企画、設営及び運営 5)鉱物資源の探査、採掘及び販売 6)通信機器類の賃貸、販売、修理及び輸出入
連絡先	連絡者 株式会社共成レンテム 総務部長 森 啓貢 連絡場所 北海道帯広市西18条北1丁目14番地 電話番号 0155-33-1380
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者

(平成28年7月26日現在)

氏名又は名称	黒川 和雄
住所又は所在地	北海道帯広市西18条北1丁目14番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社共成レンテム 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社共成レンテム 総務部長 森 啓貢 連絡場所 北海道帯広市西18条北1丁目14番地 電話番号 0155-33-1380
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成28年7月26日現在)

氏名又は名称	石田 弘
住所又は所在地	北海道帯広市西18条北1丁目14番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社共成レンテム 取締役
連絡先	連絡者 株式会社共成レンテム 総務部長 森 啓貢 連絡場所 北海道帯広市西18条北1丁目14番地 電話番号 0155-33-1380
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成28年7月26日現在)

氏名又は名称	堀 一敏
住所又は所在地	北海道帯広市西18条北1丁目14番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社共成レンテム 取締役
連絡先	連絡者 株式会社共成レンテム 総務部長 森 啓貢 連絡場所 北海道帯広市西18条北1丁目14番地 電話番号 0155-33-1380
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成28年7月26日現在)

氏名又は名称	岩井 正尚
住所又は所在地	北海道帯広市西18条北1丁目14番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社共成レンテム 監査役
連絡先	連絡者 株式会社共成レンテム 総務部長 森 啓貢 連絡場所 北海道帯広市西18条北1丁目14番地 電話番号 0155-33-1380
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

【所有株券等の数】

株式会社アクティオ

(平成28年7月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,495(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	1,495	—	—
所有株券等の合計数	1,495	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

株式会社桜川ポンプ製作所

(平成28年7月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	8(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	8	—	—
所有株券等の合計数	8	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

小沼 光雄

(平成28年7月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	30 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	30	—	—
所有株券等の合計数	30	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

小沼 範子

(平成28年7月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	25 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	25	—	—
所有株券等の合計数	25	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

小沼 成人

(平成28年7月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	11 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	11	—	—
所有株券等の合計数	11	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

株式会社共成レンテム

(平成28年7月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 特別関係者である対象者は、平成28年7月26日現在、対象者株式796,752株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

黒川 和雄

(平成28年7月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	111(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	111	—	—
所有株券等の合計数	111	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式4,059株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数4個が含まれております。

石田 弘

(平成28年7月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	15(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	15	—	—
所有株券等の合計数	15	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記のほか、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式387株(小数点以下切捨て)を所有しておりますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の「所有する株券等の数」には含まれておりません。

堀 一敏

(平成28年7月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	15(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	15	—	—
所有株券等の合計数	15	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式3,327株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数3個が含まれております。

岩井 正尚

(平成28年7月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	17(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	17	—	—
所有株券等の合計数	17	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式9,644株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数9個が含まれております。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、平成28年7月25日付で、アクティオが所有する対象者株式の全て(所有株式数:1,495,000株、所有割合:20.43%)について本公開買付けに応募しない旨を確認しており、本公開買付け成立後、公開買付者に譲渡することを想定しておりますが、現時点において譲渡の手法や時期については未定です。

また、公開買付者は、平成28年7月25日付で、対象者の第2位の大株主であるユニバーサルとの間で本応募契約を締結し、ユニバーサルが所有する対象者株式の全て(所有株式数:850,000株、所有割合:11.61%)を本公開買付けに応募する旨に合意しております。詳細については、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

公開買付者は、平成28年7月25日付で、アクティオが所有する対象者株式の全て(所有株式数:1,495,000株、所有割合:20.43%)について本公開買付けに応募しない旨を確認しており、本公開買付け成立後、公開買付者に譲渡することを想定しておりますが、現時点において譲渡の手法や時期については未定です。詳細については、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との取引

該当事項はありません。ただし、公開買付者の完全子会社であるアクティオと対象者との間には、建機レンタル事業に関する商品売買等の取引があり、最近の3事業年度における取引金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

取引の内容	平成25年12月期（第10期）	平成26年12月期（第11期）	平成27年12月期（第12期）
対象者への商品販売等	4,041	2,150	1,378
対象者からの商品仕入等	811	319	234

(2) 公開買付者と対象者の役員との取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成28年7月25日開催の取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、その所有する対象者株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

２【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第二部						
月別	平成28年 1 月	平成28年 2 月	平成28年 3 月	平成28年 4 月	平成28年 5 月	平成28年 6 月	平成28年 7 月
最高株価	1,068	1,025	971	962	949	947	945
最低株価	963	880	930	879	901	866	900

(注) 平成28年7月については、7月25日までの株価であります。

３【株主の状況】

(１)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数 株 ）							単元未満株式の状況 （ 株 ）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （ 単元 ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合 （ % ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(２)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第53期（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日） 平成27年 6 月12日 北海道財務局長に提出

事業年度 第54期（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日） 平成28年 6 月10日 北海道財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

なお、対象者によれば、平成28年 8 月 5 日までに、第55期第 1 四半期（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日）に係る四半期報告書を北海道財務局長に提出予定とのことです。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社共成レンテム
（北海道帯広市西18条北 1 丁目14番地）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1)「平成29年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」の公表

対象者は、平成28年7月25日に、東京証券取引所において「平成29年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」を公表しております。当該公表に基づく対象者の四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況（非連結）

会計期間	平成29年3月期 (第1四半期累計期間)
売上高	4,211,923千円
売上原価	3,455,140千円
販売費及び一般管理費	733,658千円
営業外収益	32,289千円
営業外費用	35,713千円
四半期純利益	2,208千円

1株当たりの状況（非連結）

会計期間	平成29年3月期 (第1四半期累計期間)
1株当たり四半期純利益	0円30銭
1株当たり配当額	—
1株当たり純資産額	2,057円75銭

(2)「平成29年3月期配当予想の修正、平成28年の株主優待品目の決定及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成28年7月25日開催の取締役会において、()本公開買付けが成立することを条件に、平成29年3月期の配当予想を修正し期末配当を行わないこと、()平成28年3月31日時点で1,000株以上の株式を所有されている株主様に株主優待品をお贈りすること、及び、()本公開買付けが成立することを条件に、平成29年3月期より株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。